

日本原子力研究所のJPDR問題に
関する労使折衝の経過について (報告)

38. 11. 19.
原子力局

1. 団体交渉

11月13日夜、理事長、執行委員長出席のもとに団体交渉
が行なわれ、労使間で次の事項が確認された。

(1). JPDRの運転再開を次の目標にすることを前提と

して、次の事項につき事務折衝を14日から開始する。

(イ) 争議協定の締結 (超過勤務協定および直勤務に

して、次の事項につき事務折衝を14日から開始する。

(イ) 争議協定の締結 (超過勤務協定および直勤務に関する協定も含む)

(ロ) 放射線下労働の安全対策

(ハ) GEJ社に対する所側の態度をあきらかにすること

(2) ベースアップの問題はこの度の事務折衝の対象としない。

2. 協定の仮調印

その後、11月14日、15日、16日と教団にわたり事務折衝

が継続したが、組合側がGEJ社に対する態度の問題を